

2023年2月20日

各位

会社名 株式会社デ・ウェスタン・セラピテクス研究所

代表者名 代表取締役社長

日高 有一 (コード番号:4576)

問合せ先 経営企画室長

山北 真子

T E L 0 5 2 - 2 1 8 - 8 7 8 5

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更および 監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月30日開催予定の第25期定時株主総会(以下、「本総会」)で承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、本総会に付議する定款の一部変更および監査等委員会設置会社への移行後の取締役候補者を併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1)移行の目的

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

本総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1)変更の理由

- ①監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ②取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役のほか、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することができる旨の規定として、現行定款第27条の変更を行うものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(2)変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3)変更の日程

定款変更のための株主総会開催日2023 年 3 月 30 日 (木) (予定)定款変更の効力発生日2023 年 3 月 30 日 (木) (予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 候補者(本総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
日高 有一	代表取締役社長	同左
松原 さや子	取締役	(新任)

(ご参考)

新任取締役候補者の略歴等

氏名 (生年月日)	略歴	
	2002年 4 月	朝日アーサーアンダーセン株式会社(現 PwC コンサルティング合同会社) 入社
	2005年 10 月	アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ 株式会社 入社
 ***********************************	2008年 2 月	株式会社経営共創基盤 入社
松原 さや子	2012年 10 月	経済産業省 出向
(1979年3月19日生)	2014年 1 月	株式会社海外需要開拓支援機構 入社
	2019年 7 月	株式会社海外需要開拓支援機構
		投資戦略グループ ディレクター
	2019年 9 月	花王株式会社 中期経営戦略部門
		コーポレート戦略部 ディレクター
	2022年 9 月	当社 入社 (現任)

(2) 監査等委員である取締役候補者(本総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
青木 哲史	社外取締役 (監査等委員)	常勤社外監査役
山川 善之	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役
会田 隆雄	社外取締役 (監査等委員)	社外監査役
中村 栄作	社外取締役(監査等委員)	社外取締役

(3) 退任予定の取締役・監査役(本総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
川上 哲也	取締役
岸澤 修	社外監査役

現行定款 変更案

(機 関)
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を 置く。

(機 関)
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を 置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(員数)

第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(新 設)

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないも のとする。

(任 期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時ま でとする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社 長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各 若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役 および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(2) 監査等委員会

2) <u>監任守安貝云</u>

(削)除)

(3) 会計監査人

(員数)

第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

(現行どおり)

(現行どおり)

(任. 期)

- 第19条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の 補欠として選任された監査等委員である取締役の任 期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了 する時までとする。
 - 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員 であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社 長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各 若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役 に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

現行定款	変更案	
(社外取締役との責任限定契約)	(取締役の責任免除)	
第27条 (新 設)	第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務	
	を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含	
	む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締	
	役会の決議によって免除することができる。	
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締	
取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責	役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、	
任を限定する契約を締結することができる。ただし、	任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契	
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規	約を締結することができる。ただし、当該契約に基づ	
定する額とする。	く損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とす	
	ි	
第5章 監査役および監査役会	(削 除)	
(員 数)	(削 除)	
第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。		
(選任方法)	(削 除)	
第29条 監査役は、株主総会において選任する。		
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる		
株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、		
その議決権の過半数をもって行う。	40.4	
(任期)	(削 除)	
第30条監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度		
のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時ま		
でとする。		
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す		
40亿無重度の圧物は、返回した無重度の圧物の個子9 る時までとする。		
(常勤の監査役)	(削 除)	
第31条監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定す	(1.1 1310)	
5.		
(監査役会の招集通知)	(削 除)	
第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役		
に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、		
この期間を短縮することができる。		
(監査役会の決議の方法)	(削 除)	
第33条監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除		
き、監査役の過半数をもって行う。		
(監査役会規則)	(削 除)	
第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、		
監査役会において定める監査役会規則による。		
(監査役の報酬等)	(削 除)	
第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。		
(社外監査役との責任限定契約)	(削 除)	
第36条 当会社は、会社法第427条1項の規定により、社外監		
査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任		
を限定する契約を締結することができる。ただし、当		
該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定		
する額とする。_		

現行定款	変更案
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(常勤の監査等委員)
	第28条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委
	員を選定することができる。_
(新 設)	(監査等委員会の招集通知)
	第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監
	<u> </u>
(der 3D)	ときは、この期間を短縮することができる。
(新 設)	(監査等委員会規則)
	第30条監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほ
	か、監査等委員会において定める監査等委員会規則に
第 37 条~第 38 条 (条文省略)	<u>よる。</u> 第31条〜第32条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第39条会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意	第33条会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の
を得て定める。	同意を得て定める。
第40条~第43条 (条文省略)	第34条~第37条 (現行どおり)
(新設)	附 則
(新 設)	(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する
	経過措置)
	1 第25期定時株主総会の終結前の社外監査役(社外監査役
	であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1
	項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時
	株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるとこ
	<u>ろによる。</u>